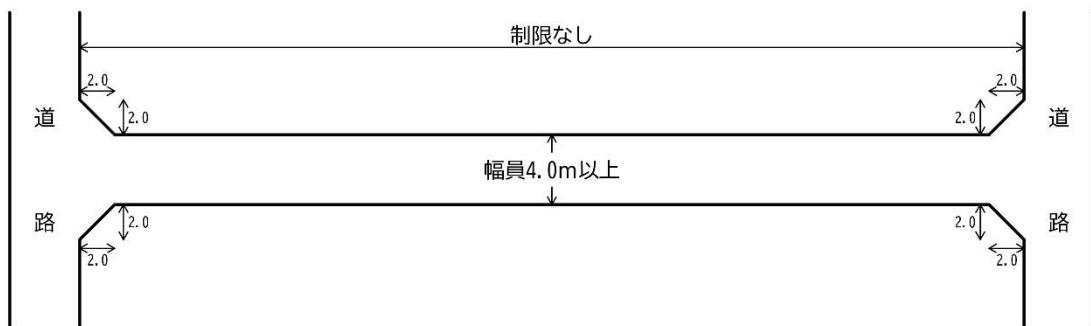


## ○福島市位置指定道路築造基準

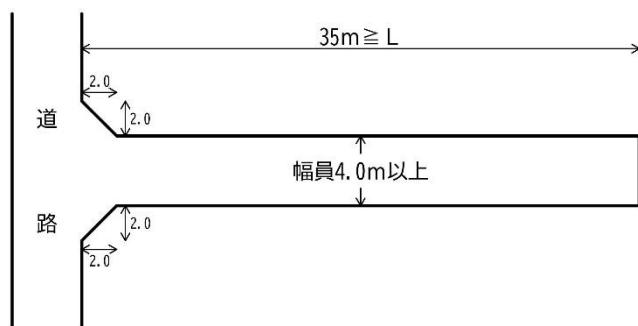
### ●建築基準法施行令第144条の4第1項に関すること

◎両端が他の道に接続すること。

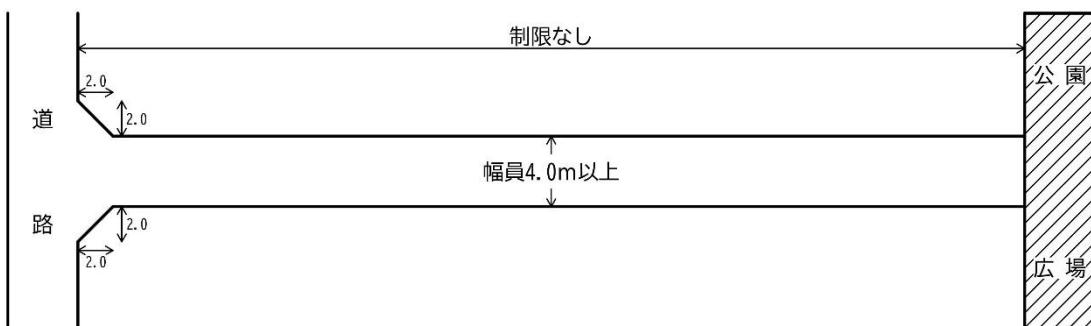


ただし、次の場合は袋路状道路とすることができます。

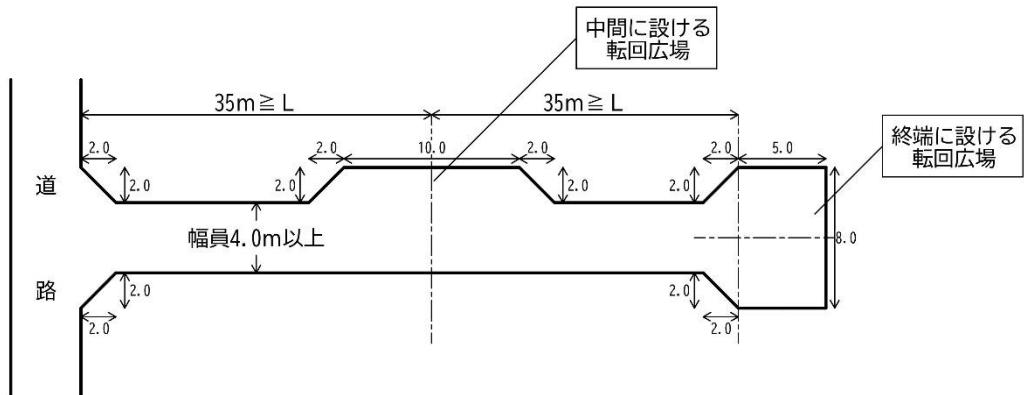
(イ) 延長が35m以下の場合



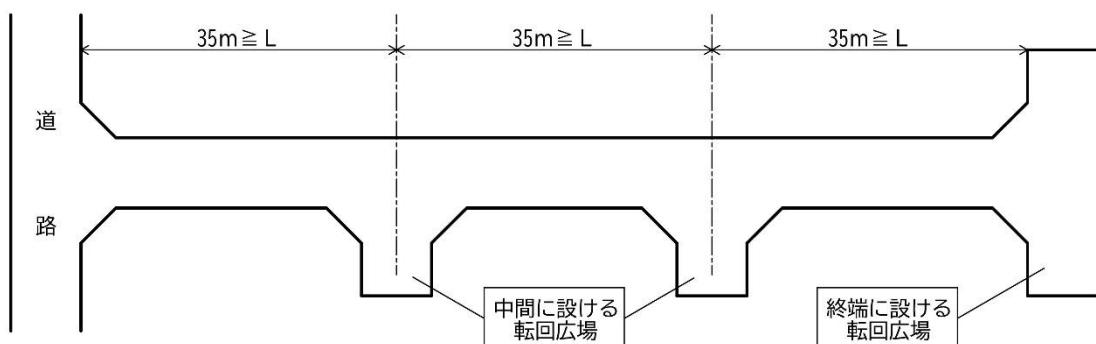
(ロ) 終端が公園、広場等で自動車の転回に支障がない場合



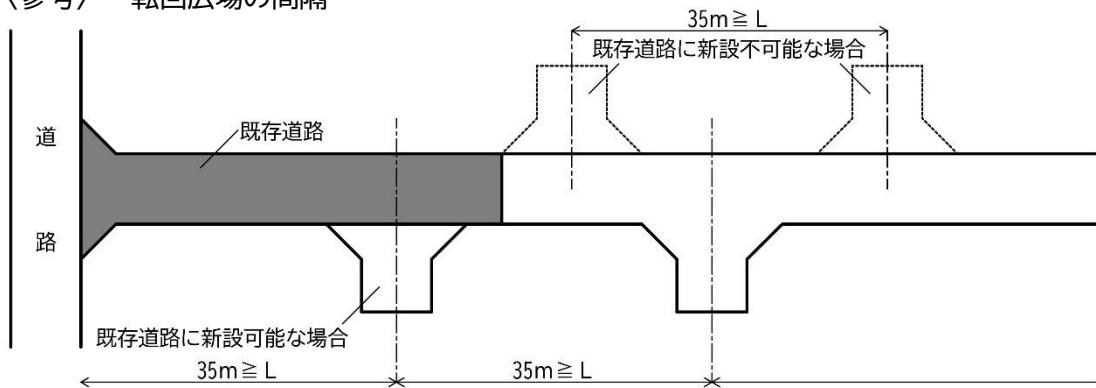
(ハ) 延長が35mを超える場合で、終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合



ただし、道路の終端に設ける転回広場は道路の延長35m地点部分に設けることができる。



#### 〈参考〉 - 転回広場の間隔 -



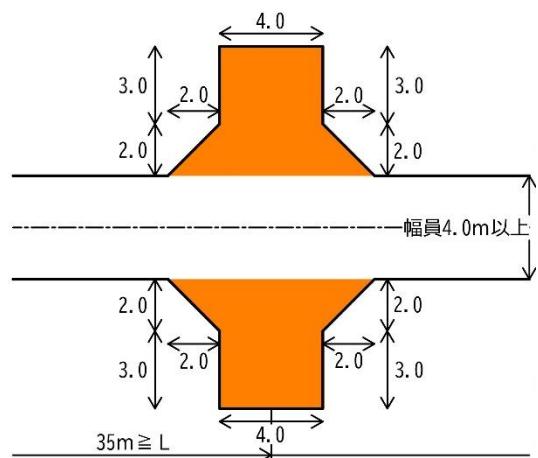
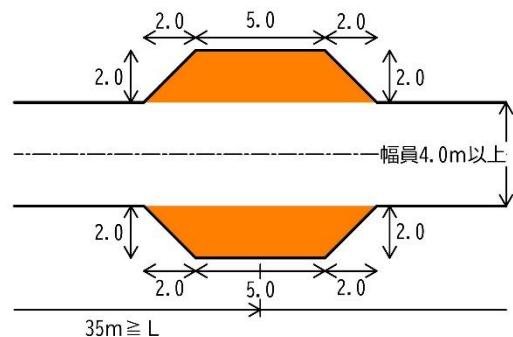
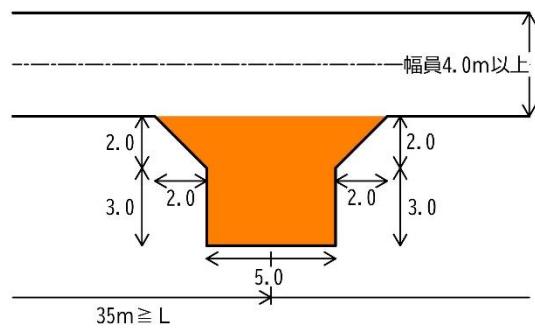
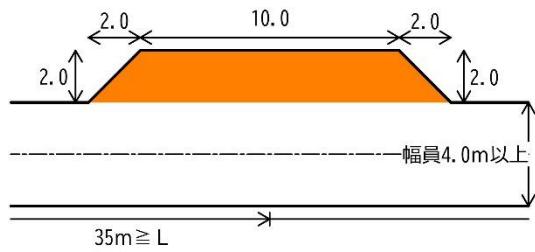
既存の袋路状道路に接続する場合で、当該既存道路が35mを超えるものにあっては、この既存道路にも転回広場を設けなければならない。ただし、転回広場を設けることが著しく困難であると認められる場合は、当該既存道路に接する部分に転回広場を設けることができる。

【中間に設ける転回広場として標準的なもの】

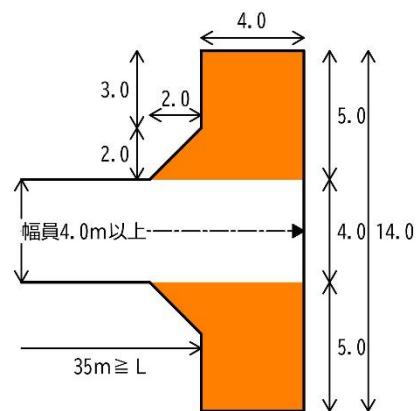
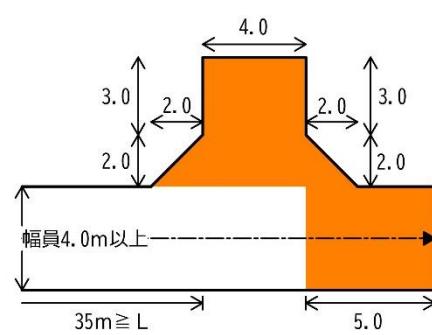
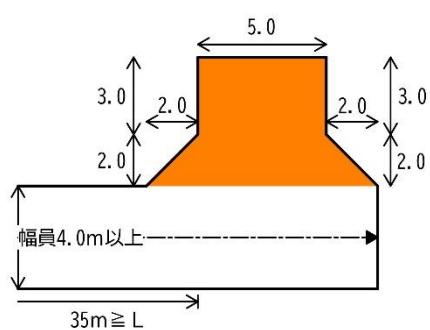
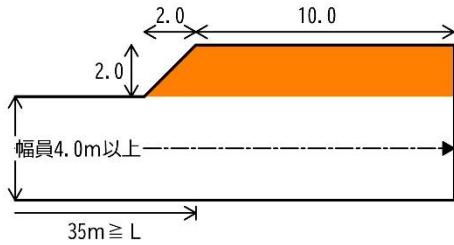
凡例

■ : 転回広場

→ : 道路中心線及び終端部



【終端に設ける転回広場として標準的なもの】

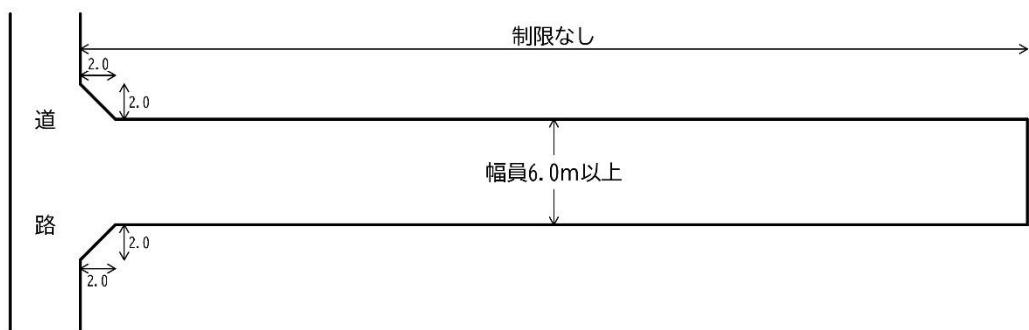




**建築基準法施行令の規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準  
(昭和 45 年建設省告示第 1837 号)**

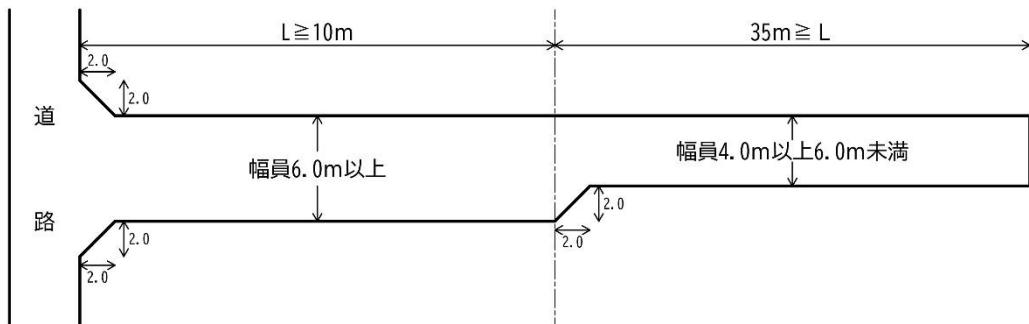
- 一 道の中心線からの水平距離が 2mをこえる区域内において小型四輪自動車(道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第 1 に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。)のうち最大なものが 2台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。  
※小型四輪自動車とは、道路運送車両法における区分であり、その定義は、自動車の大きさが長さ 4.7m以下、幅 1.7m以下、高さ 2.0m以下のもののこと。

**(二) 幅員が 6m以上の場合**

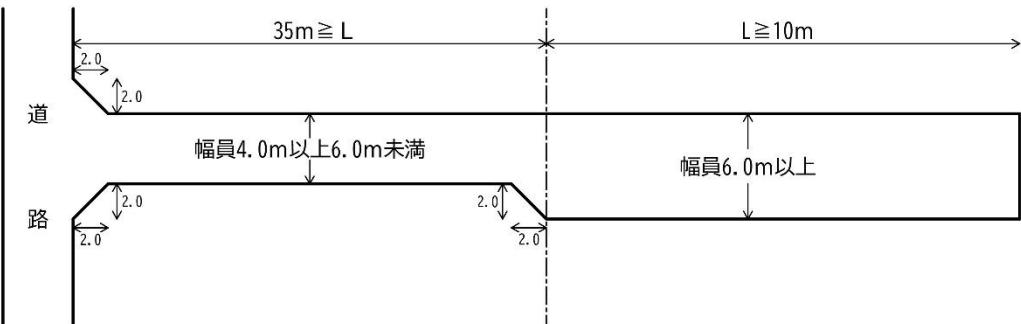


(ホ) (イ)から(二)に準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

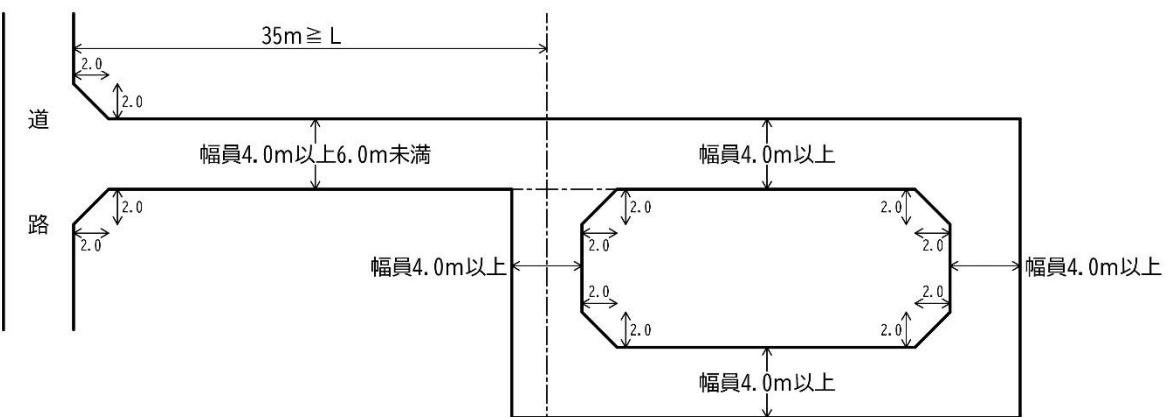
**(例 1)**



(例 2)



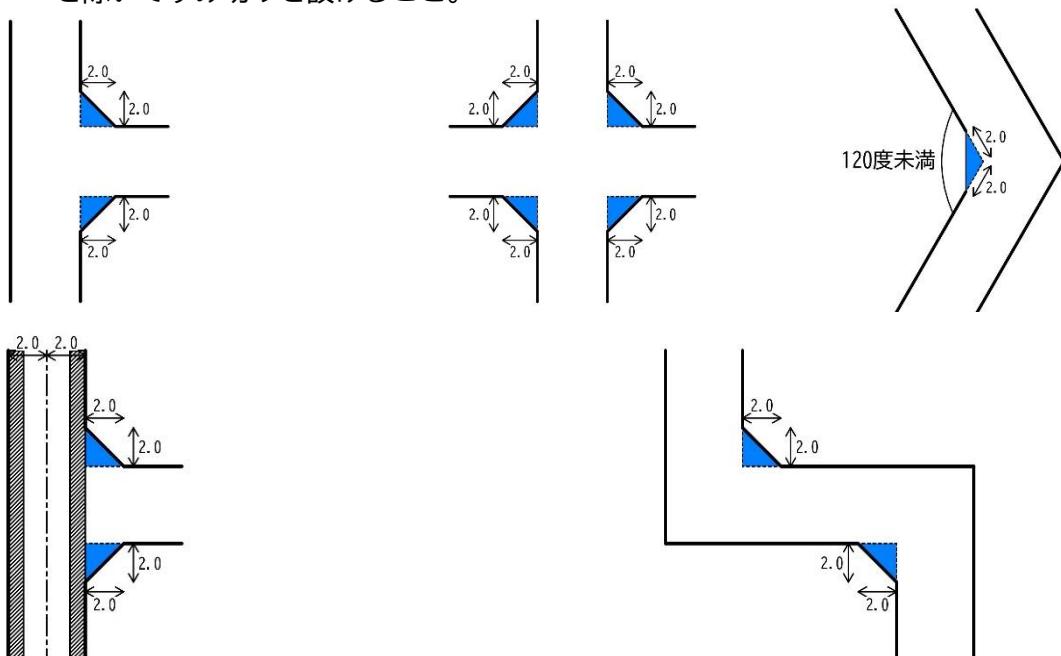
道路の一端がP字型となっている道路で、他の道路からP字型の道路に至るまでの幅員が6.0m以上のもの、又は幅員が6.0m未満で延長35m以内毎に転回広場が設けられているもの。



●建築基準法施行令第144条の4第2項に関すること

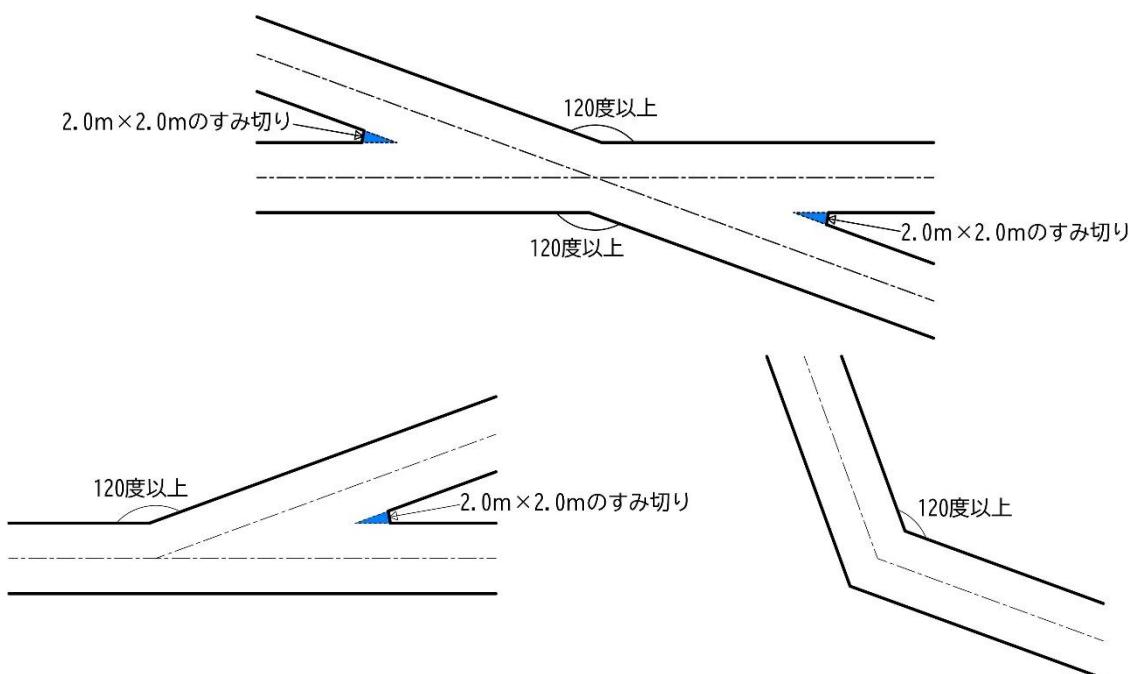
◎同一平面で交差・接続又は屈曲する箇所は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2mの二等辺三角形を道に含むすみ切りを設けたものであること。

- ・指定道路のすみ切りは両側に設けること。ただし、両側にすみ切りを設けることが困難な場合は、別途協議すること。
- ・指定道路を建築基準法第42条第2項の規定による道路に接続して設ける場合、2項道路の中心より2m（崖地等にあっては道側の境界から4m）セットバックした部分を除いてすみ切りを設けること。

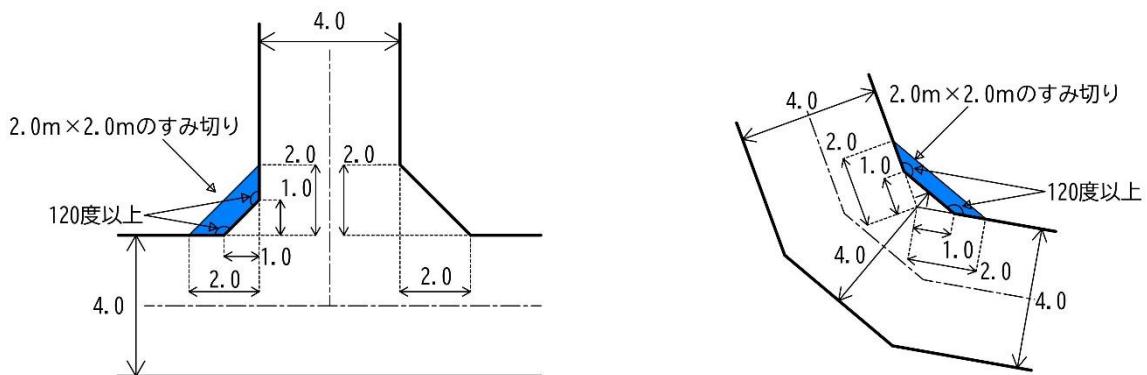


◎ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

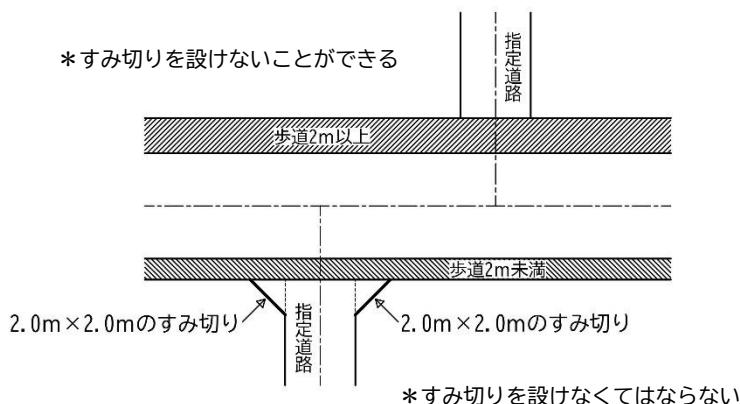
- ・道の交差、接続または屈曲により生ずる内角が120°以上の場合。



ただし、道路境界線の延長線の交点から 2m以内で  $120^\circ$  以上 の場合は、交点から 2m のすみ切りが発生する。



- 接続道路に幅員 2m以上の歩道がある場合。



### ●建築基準法施行令第 144 条の 4 第 3 項に関すること

- ◎砂利敷その他ぬかるみとならない（水はけの良い構造であること）。
  - 十分に転圧した砂利敷、アスファルト簡易舗装又はこれと同等以上の強度を有した路面保護を施したものであること。

### ●建築基準法施行令第 144 条の 4 第 4 項に関すること

- ◎縦断勾配が 12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。
  - 縦断勾配は 9%以下を基準とする。
  - 縦断勾配が 9%を超える場合は、滑り止め舗装等安全上必要な措置を講じること。
  - アスファルト等で舗装した道路の横断勾配は、片勾配を付する場合を除き 2%を標準とすること。

## ●建築基準法施行令第144条の4第5項に関すること

◎道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

- ・原則として道路の両側に有効幅30cm以上の落蓋式U型側溝（一般車両の通行に耐え得る構造のもの）を設置し、4m毎に1mのグレーチング蓋を設けること。
- ・ただし、道路に接する敷地からの排水に支障ない場合は、片勾配にし、水上側を幅30cm以上のL字型側溝とすることができる。
- ・側溝及び下水管等排水施設の末端は、公共下水道、都市下水路、その他の排水施設に接続すること。
- ・形状・形態等の条件等により上記によらない場合は、別途協議すること。
- ・埋設の排水管を設置する場合で車等の荷重がかかると予想される箇所においては、管径の大きなものを使用する、地中深く設置する、周囲をコンクリートで保護する等の措置を講じること。
- ・下水道の合流区域については、下水道担当課と協議のうえ、指示に従うこと。
- ・指定道路の路面の高さは、近接する用排水路、水田等の最高水位及び降雨を考慮し、冠水等により通行に支障を来たさない高さにすること。

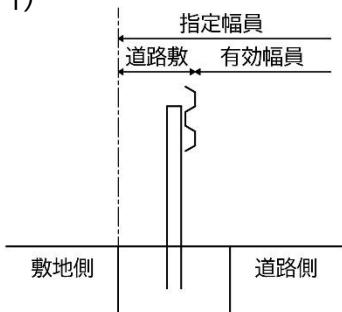
### 【指定道路の位置の表示及び維持管理】

- ・指定道路の位置の表示は、コンクリートその他の耐水材料で作られている側溝、縁石、境界杭その他これらに類するもので行うこと。なお、指定道路の終端は、縁石等で道路とその他の土地を区別すること。
- ・道路位置の指定を受けた者は、その道路について、適正な状態を保つよう維持管理を行うこと。
- ・指定道路の権利を移転する場合には、移転を受ける者に維持管理について継承すること。
- ・指定道路の排水に必要な側溝、街渠その他の施設は原則として指定道路の範囲内に設けること。

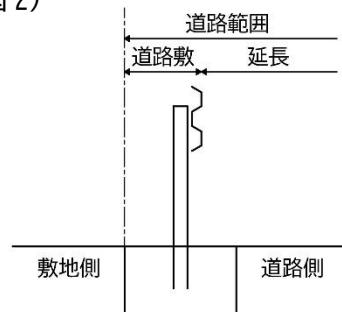
### 【指定道路の附属物】

- ・指定道路が周囲の敷地より高い場合や通行の安全を確保するため必要と認められるときは、防護柵を設置する等適当な措置を講じなければならない。この場合、防護柵等を設けた箇所は除き、有効幅員4m以上確保すること。(図1)
- ・危険防止のための車止め(ガードレール、視線誘導標識等)は、指定道路の終端部(指定道路内)に設けても良い。ただし、その部分は指定道路の延長には含めず道路敷として扱うものとする。(図2)
- ・電力柱及び電話柱は指定道路の有効幅員以外の用地に建柱すること。

(図1)



(図2)



### 【指定道路の幅員】

- ・指定道路是有効幅員で4m以上確保すること。
- ・指定道路の幅員は道路の中心線で直角に測り、幅員の一定でない道路はその変化点各々の幅員とすること。
- ・指定道路に建築基準法第42条の道路に該当しない道(里道で2項道路に該当しないもの)や水路を含める場合、その部分について指定道路への編入承諾又は使用許可を受け、その幅を含めた幅員とすること。

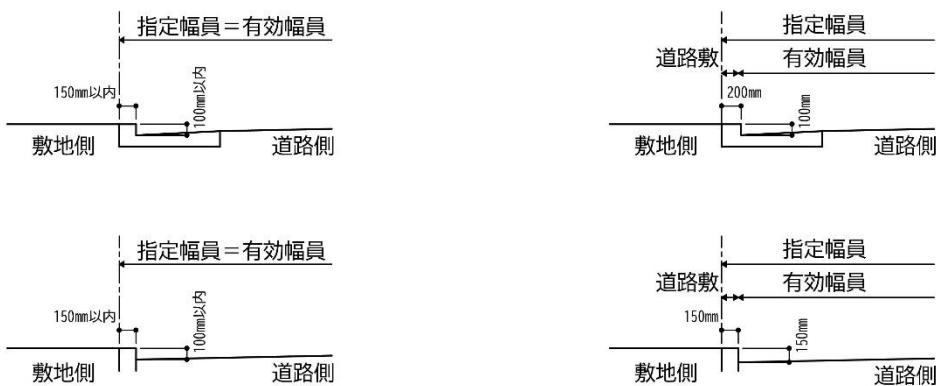
- 既存建築物のある敷地に接して指定道路を築造する場合、その既存建築物が法令に適合しない建築物とならないようにすること。
- 築造する指定道路内及び指定道路上空にある建築物、工作物及び植栽等は、道路の位置の指定前に撤去すること。
- 指定幅員は側溝を含むものとする。(図 3)
- 中間部及び終端部に設ける転回広場は、原則として道路の指定幅員に含めない。

(図 3) - 指定道路の幅員の考え方 -



#### - 指定道路の幅員の特例 -

L型側溝や土留め等で、高さ 10cm、幅 15cm 以内の立ち上がり部分は、有効幅員に含めることが出来る。



#### 【指定道路の延長】

- 延長は、接続する他の道路の側端（法第 42 条第 2 項の規定により境界線とみなす線がある場合は、その境界線）又は先端を起点とした道路の各部分の中心線より計測する。
- 終端部に設ける転回広場は、原則として道路の延長に含める。